

第5章 雇用・就労支援の充実

【基本方針】

すべての人にとって働くことは基本的な権利であり、社会の一員として自己実現に通じるものです。障害者がその適性や意欲に応じて働く場が得られるように障害者雇用を促進していくとともに、障害者に対する合理的な配慮が職場で実践されるように関係機関と連携して啓発活動に努めます。また、通所施設などで福祉的就労の場を提供し、「はたらく」ことを通して社会の一員として実感がもてるよう生活全般の支援を進めます。

さらに、就労に必要な知識や技術習得のための訓練、職業相談については一人ひとりの特性を生かせるような取り組みを強化し、関係機関の連携によって障害者の雇用・就労支援を充実していきます。

目標の見方

平成 32 年度までに

A : 充実・推進

B : 継続

C : 検討

新規 : 新たに取り組む
事業

第1節 障害者の雇用の場の拡大

企業に対しては改正された法定雇用率達成の視点だけではなく、障害特性を十分に理解し障害者に対する合理的な配慮が実践できるように、啓発活動や障害者雇用の事例提供、就労支援策の周知などを進めます。

一般就労が困難な人には社会参加の機会や生きがいつくりの場として福祉的就労の場を提供するなど広く「はたらく」場の確保を図ります。

また「障害者就労施設等からの物品等の調達に関する法律」を踏まえて行政による福祉施設への受注機会の拡大に取り組むなど、障害者施設の製品の需要拡大を進めるとともに、東大阪市障害者自立支援協議会就労部会での活動の支援や大阪府の工賃向上計画等との連携など、生産活動の活性化に向けた取り組みによって福祉施設の工賃水準の向上に努めます。

(1) 障害者雇用の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①障害者の法定雇用の促進	民間企業、国、地方公共団体は、障害者雇用促進法によって一定の割合以上の障害者を雇用しなければならないとされています。平成25年4月1日に法定雇用率が2.0%へ引き上げられたことも含めて、若年者等トライアル雇用支援金や障害者雇用奨励金を活用し、市内の企業の法定雇用率の向上に努めます。また精神障害者の雇用義務化（平成30年4月）に向けて、理解の促進のための啓発事業について検討します。	B	労働雇用政策室、人事課
②法定雇用対象外企業に対する職場開拓	市内の従業員数50人未満の事業所に対しても障害者雇用に向けた啓発を行い、実習の受け入れなど職場開拓に努めます。	C	労働雇用政策室
③公務分野の職場実習の推進	これまで福祉部・経済部において、知的障害者・精神障害者の公務労働分野における職場実習を受け入れています。今後は全庁的な受け入れについて検討していきます。	B	人事課
④障害者雇用への理解の促進	障害があっても元気に働け、働いていけることや、障害者とともに働く喜びを多くの企業が理解できるような取り組みを検討します。障害者就業啓発事業（「はたらく・くらすフォーラム」）での取り組みなど、様々な機会をとらえて障害者雇用への理解を促進します。	B	労働雇用政策室、障害者支援室
⑤総合評価競争入札方式の導入	東大阪市庁舎清掃業務にかかる業者の入札に際し、価格入札だけでなく、障害者の雇用状況などを加味して事業者を選定する総合評価制限付一般競争入札制度を引き続き実施します。今後はより効果的な評価基準の設定に向けて検討していきます。	B	管財室

(2) 多様な働く場の拡大・活性化

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①障害特性に応じた就労形態・職場環境の紹介	市内の企業に対し障害者雇用の具体的な受け入れ実践を紹介し、障害特性に応じた就労形態・職場環境の工夫・改善を促します。	C	労働雇用政策室
②職場実習受け入れ企業の開拓	障害特性に応じた就労形態・職場環境の工夫・改善により障害者雇用を行っている企業を紹介し、新たな職場実習受け入れ企業の開拓を行います。	C	労働雇用政策室
③企業向け研修	障害があっても元気に働け、働いていけることや、障害者とともに働く喜びを伝える研修を進めます。 障害者の「はたらく場」へ発注した場合の税制優遇の仕組みなど、障害者雇用に関する制度の広報や啓発活動を行います。毎年9月の「障害者雇用支援月間」には労政ニュースで啓発活動を実施します。	B	労働雇用政策室
④市役所など、公的機関での雇用	市では身体障害者の採用を促進しているところですが、知的障害者・精神障害者の実習生について福祉部・経済部にてモデル的に受け入れた経験を踏まえて、今後は、知的障害者や精神障害者の雇用促進にむけた仕組みづくりも検討していきます。	B	人事課

(3) 工賃向上計画の推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①「工賃向上計画」との連携	就労継続支援B型事業所等において「工賃引上げ計画」を策定するなどして、公と民が一体となり工賃向上に向けた取り組みを推進する計画である「大阪府工賃向上計画」で定められた経営指導や経営改善の支援策と連携して、障害者の自立に向けた生産活動の活性化や受注の拡大を支援します。	B	障害者支援室
②優先調達推進法の推進	「障害者就労施設等からの物品等の調達の推進等に関する法律」を踏まえて、「東大阪市障害者就労施設等からの物品等の調達の推進を図るための方針」を制定し、可能なかぎり事務用品などの物品や清掃などの業務について障害者施設から優先的に購入、委託等できるように努めます。	新規	障害者支援室、 調度課、市役所 全体

第2節 職業訓練、職業相談などの体制強化

障害者が一人ひとりの個性を発揮して就労できるように、労働、教育、福祉等の関係機関が連携しながら就労に向けた訓練を支援し、職業相談を円滑に行うためのアセスメントシートの活用など、就労につなげるための仕組みの充実に努めます。

(1) 職業リハビリテーションの推進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①職業能力の開発や離職者へのサポート	体力の向上、労働習慣の習得を目指し、企業への実習の機会が得られるよう企業との連携強化について検討を進めます。	C	労働雇用政策室、障害者支援室
②精神障害者社会生活適応訓練事業の推進	精神障害者が、一定期間、協力事業所に通い、就労訓練を受けることにより、社会的自立を促します。	B	保健所健康づくり課、保健所保健センター

(2) 福祉施設から一般就労への移行の促進

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①職業指導員の育成と確保	ジョブライフサポーターも活用しながら就労移行支援事業所や就労継続支援事業所B型等の職業指導員に対して、雇用につなげるノウハウを習得する研修などを行います。	C	障害者支援室、労働雇用政策室
②就労移行支援事業や就労継続支援事業の支援	福祉施設から一般就労への移行について、就労移行支援事業所や就労継続支援事業A型の事業所の運営を支援します。	B	障害者支援室、福祉事務所

(3) 職業相談に関する支援

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①アセスメントシートの活用	生活及び就業面に困難を抱える相談者からの相談時に、アセスメントシートを活用することで円滑な情報収集を図り、相談支援の充実に努めます。	新規	障害者支援室、労働雇用政策室

第3節 職場定着や再チャレンジを支える仕組みの充実

就職した後、職場に定着するには生活面と就業面での支援が重要になります。障害者はその適性に応じて可能な限り雇用されるように、東大阪市自立支援協議会就労部会等において市と東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」等との情報を共有します。また職場定着に関してはジョブライフサポーターや職業指導員による職場適応の推進や相談支援事業所等による生活の相談を継続していきます。

主な施策・事業名	事業内容・方針	目標	主な関係機関
①職場の定着支援の多様な展開	<p>障害者が就職した後、職場に定着するには生活面と就業面での支援が重要になります。ジョブライフサポーター（職場適応援助者）や職業指導員による職場適応の推進や、東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」や委託相談支援事業所によって、生活の相談や定着支援を継続します。</p> <p>増加する精神障害者からの相談対応として、支援機関の拡大、医療機関との連携、企業の精神障害者に対する理解促進等に取り組んでいきます。</p>	A	労働雇用政策室、障害者支援室
②東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」との連携	<p>東大阪市障害者就業・生活支援センター「J-WAT」では就業と生活の両面にわたる一体的な相談・助言を行っています。また、事業主に対する雇用管理や職場環境等に関する助言とともに、作業遂行上の支援なども行っています。東大阪市自立支援協議会就労部会において市と「J-WAT」との情報共有をし、知的障害者や精神障害者等の就労支援を推進します。</p>	B	労働雇用政策室、障害者支援室、保健所健康づくり課
③ジョブライフサポーター派遣事業の充実	<p>地域の福祉施設に通う障害者を一般就労につなげるため、職場開拓、企業とのマッチング、また就職後の職場定着などの支援を行うジョブライフサポーターを派遣する事業の充実を図ります。</p>	B	障害者支援室